

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 16 日

国民健康保険中央会
都道府県
国民健康保険団体連合会

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る
一部負担金等免除証明書の取扱いに関する周知のお願い

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々（以下「免除対象者」という。）が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で、有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについて、免除対象者に御理解いただく必要があることから、当該取扱いを周知するためのポスター（「医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ」）を、改めて保険医療機関等に送付することにより、保険医療機関等への周知徹底を図るとともに、被災被保険者等に対しての周知をお願いしたいと考えていますので、別添の事務連絡の内容について御了知の上、周知について御協力をお願いいたします。